

働くあなたの公的年金 & 保険
～年金概要～

知つ得情報 NO.110 2011.04.15.

★保険＆年金基礎知識 ~第3号被保険者の記録問題~

★トピックス～震災に伴う雇用保険の特例措置～

東北関東大震災から1か月が経ちました。

地震、津波、原発事故により、被災され苦しんでおられる方々のことが、心から離れません。

関西に住む私たちにできることは、苦しんでいる方々を忘れないこと、少しでも助けとなるよう、無駄を省くこと、そして、選挙やその他の場合に、少しでもよりよい選択をすること。できることは限られていますが、一過性ではなく、たゆまず続けていくことで、被災された方々をサポートして行きたいと考えています。

今回は、またまた、第3号被保険者のお話です。

★保険＆年金基礎知識～第3号被保険者の記録問題～

少し古いですが、3月8日厚生労働大臣名で、「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」(いわゆる運用3号についての、今後の取扱い)が発表されています。

内容は、

総務省年金業務監視委員会から総務大臣に提出された意見書を踏まえ、両大臣の協議の結果、抜本改善策案の方向性と論点についてです。

1. 抜本改善策は、法律により対応すること。
以前の窓口対応職員用Q&Aでは、法律では時間がかかるので通達で説明しなさいとなっていました。
 2. 運用3号期間について

20～59歳までの方

- ア. 受給資格期間の特例創設(「カラ期間」の導入)の検討
老後の生活設計に甚大な不利益を与えないため、
次の(イ)の特例追納が 困難な場合も、その納付されなかつた期間を
25年の年金受給資格期間(カラ期間)に含めて算定する特例を設ける
ことを検討する。(しかし、年金額には反映しない期間として)

イ(ア)により、カラ期間となつた期間への特例追納の実施

まず、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間(過去の訂正による期間を含む)にわたって、保険料を納めることができるようすることを検討する。

一括して納付出来ない場合は、分割納付を認める等の配慮を検討する。

年金をすでに受け取っている方

(ア)と同様に該当期間をカラ期間とし、(イ)と同様に特例追納の方向で検討

しかし、すでに支払われた年金の返還や、将来の年金額の減額については、現役加入者との取扱いかたとの公平性や、年金減額の法制上の可能性、既に受け取っている年金額を基盤とする生活の安定をどうするか、不整合がみつかった方のみが不利益変更になることを留意して論争を検討していく。

- ### 3. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止

運用3号通知の留保解除と廃止

3月8日付で、通知の留保を解除し、通知を廃止する。

2月24日までに「運用3号」通知に基づき裁定された方については、

3月以降、従前の年金額を支給する。

この改善策が1月1日に遡及して実施される場合は、差額を調整することを検討する。

今後の年金裁定請求は、「運用3号」通知前の取扱により裁定し、
2の対象となることを検討する。

4. 1～3までの措置は、「年金確保支援法」との関係で、法律改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。

法律改正等、実際の運用方法等これからの問題は山積していますが、批判が集中した解決法よりは、ずっとノーマルな結論に落ち着いたのではないかと思います。

★トピックス～震災に伴う雇用保険の特例措置～

東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の特例措置が発表されました。

災害で休業、一時的に離職を余儀なくされた方の特例です。

会社が被災したことにより、休業をしなくてはならず、お給料を受けることが出来なくなった場合は、実際に退職しなくても失業給付を受けることが出来ます。

災害救助法の指定地域のある会社が事業を休止・廃止したために一時的に離職しなければならず、事業再開後の再雇用が予定されている場合では、失業給付をうけることができます。

また、失業手当を受ける時に、必要な確認書類がない時でも手続きを行うことが出来ることになりました。

～～～～～編集後記～～～～～

先日、被災した友人宅(北関東)にお見舞いに行ってきました。

一見、大きな被害にあったとは見えない、町並みです。

しかし、少し歩くと、ブロック塀は倒れたまま、

青いビニールシートが、いたるところの屋根を覆っています。

古くて美しかった三階建ての日本家屋の屋根は、

無残に崩れていきました。

余震も多く、住んでおいでの方々は、

皆疲れた表情をされています。

観光と農業が主な産業のその町は、

この春は、余震等で観光客の来訪も望めず、

農産物は風評被害等で売れない可能性もあり、

不安を抱えながら4月を迎えています。

東北と北関東、とても広範囲に被害は出ています。

まずは、忘れない、ことだと思っています。

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士＆年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金＆保険知つ得情報

発行システム:『まぐまぐ！』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
